

緊急消防援助隊とは

概要

緊急消防援助隊は、平成7年（1995年）阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、平成7年6月に創設された。平成15年の消防組織法改正により、緊急消防援助隊が法制化（平成16年施行）されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権が創設された。

仕組み

- 総務大臣が、隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画を策定
- 基本計画を踏まえ、消防庁長官が都道府県知事又は市町村長からの申請に基づき、部隊を登録
- 大規模災害時には、消防庁長官の出動の求め又は指示により部隊が出動
（求めを受けて出動した緊急消防援助隊の活動費は受援側が負担、指示の場合は国が負担）
- 多くの部隊が効果的な活動を行うため、都道府県に消防応援活動調整本部を設置
（市町村には指揮支援本部を設置）